

くらしの情報

募集

令和6年4月で市制施行50周年!!
写真展の写真を募集します

対象 昭和49年～令和5年に市内で撮影された写真で、次の①～③を満たすもの

- ①特定の場所と分かる写真
- ②撮影された年代が分かる写真
- ③当時の暮らしが分かる写真

申込 郵送または持参、メール、申込フォーム(①名前(ふりがな)②ペンネーム③年齢④郵便番号・住所⑤電話番号⑥撮影時期(西暦)と撮影場所⑦簡単なエピソード)

締切 11月15日(水) 18:30必着
※原本を提出した場合はデジタルデータとして保存後、返却します。

※概要や募集事項は二次元コードからご確認ください。



問合せ (株)プレスネット市制施行50周年記念写真展係(市委託先)
(〒739-8616 西条下見6-6-23)
☎(082)424-9300
✉weekly@pressnet.co.jp

市美術展の作品を募集します

受付期間 12月1日(金)～3日(日) 9:00～16:00

場所 市立美術館

【一般】応募資格 市内に在住・通勤・通学しているまたは市内に創作活動の場がある人。学生・単身赴任者など市内を離れている人も出品可

料金 1作品につき1,200円(大学生600円、高校生以下無料)

【ジュニア】応募資格 市内の小・中学校、特別支援学校(小・中学部)に通う児童・生徒または市外の小・中学校、特別支援学校(小・中学部)に通う市内在住の児童・生徒
※両部門とも、作品は自己創作・未発表で売買契約のないもの
種目/絵画・書・彫刻・工芸・写真・デザイン

応募点数 同一種目につき1点、複数種目応募可

※市美展の開催期間は令和6年1月13日(土)～28日(日)です。
※開催要項などは、文化課と市立美術館、中央図書館、各支所・各出張所・生涯学習センターで配布します。

問合せ 文化課
☎(082)420-0977



黒瀬せせらぎコンサート 世界の名器スタインウェイピアノ リレーの出演者を募集します

ピアノリレーで音をつなげ、地域をつなげるコンサート。ピアノが大好きな人ならどなたでも。連弾も可。クリスマス衣装もOK。

日時 12月23日(土)13:00～15:30(ピアノリレー時間100分予定)

場所 黒瀬生涯学習センター

定員 25組(1組出演時間5分以内)

申込 ハガキまたはファックス、メール、窓口(①催し名②名前(ふりがな)(複数人で演奏の場合は全員の名前)③郵便番号・住所④電話番号⑤年齢(年代)⑥曲名・演奏時間(複数曲を演奏の場合は全曲名と1曲ずつの演奏時間))

締切 11月17日(金)

問合せ 黒瀬生涯学習センター
(〒739-2624黒瀬町菅田10)
☎(0823)82-1100
FAX(0823)83-4001
✉hgh821100@city.higashihiroshima.lg.jp



東ひろしま新春駅伝競走大会の 出場チームを募集します

開催日 令和6年1月6日(土) 10:00から

場所 東広島運動公園周辺周回コース

内容 6区間16.3km

部門/コミュニティの部(男女混成チーム)、学生の部、一般の部、中学校の部、女子の部

対象 市内在住の人または在学、在勤している人

※要項はスポーツ振興課、各生涯学習センター、市教育文化振興事業団で配布(市ホームページにも記載)。

締切 11月27日(月) 17:15



問合せ 東ひろしま新春駅伝競走大会
実行委員会事務局
(市教育文化振興事業団)
☎(0846)45-3932



中央生涯学習センターまつりの 展示・発表団体を募集します

日頃の学習の成果を披露しませんか。

場所 東広島芸術文化ホールくらら

【ステージでの発表】

日時 3月16日(土)・17日(日)

定員 各日6団体

【市民ギャラリーでの展示】

日時 3月13日(水)～18日(月)

定員 絵画などの展示/6団体

締切 11月30日(木)

申込 申込書を持参または郵送、ファックス、メール

問合せ 市教育文化振興事業団
☎(082)424-3811
FAX(082)423-5251
✉center01@hhface.org



納税通知書発送用封筒の裏面に掲載する広告の募集

受付 11月1日(水)～22日(水) **申込** 申込書を持参または郵送
募集要項などは、各課の窓口で配布(市ホームページからもダウンロード可)
※応募者多数の場合は要項記載の優先順位と抽選により選定します。



	枚数/通数	費用(1枚)	広告掲載期間	問い合わせ・申し込み先
軽自動車税	2枚/約56,000通	30,000円	令和6年5月1日(水)～令和7年4月30日(水)	市民税課 ☎(082)420-0910
市県民税	1枚/約33,000通	33,000円	令和6年6月1日(土)～令和7年5月31日(土)	
固定資産税	2枚/約80,000通	40,000円	令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)	資産税課 ☎(082)420-0911

フードドライブ開催 期間限定で食品を集めます

食べる見込みのない食品や余っている食品を提供してください。提供された食品は、市内の福祉施設などに寄贈します。

例/穀類、缶詰、乾燥物、インスタント食品、飲料、菓子、調味料など

対象 次の①～⑥を全て満たすもの
①生鮮食品、酒類以外(米は令和4・5年度産のみ。みりん・料理酒は可)
②未開封③常温保存できる④日本語で食品表示があり、提供日から賞味期限まで1か月以上ある⑤包装や外装を他のものに移し替えていない⑥包装や外装が破損していない

日時 11月6日(月)～10日(金)

申込 廃棄物対策課に持参

※事業所の場合は10月27日(金)までにご連絡ください。

問合せ 廃棄物対策課
☎(082)420-0926



自衛官募集

自衛官や防衛大学校などの学生を募集しています。

「自衛隊広島地方協力本部」を検索。

問合せ 自衛隊東広島地域事務所

☎(082)422-4252



東広島市美術展(白市会場)の ボランティアスタッフを募集します

開催準備、展示補助、会場監視、案内、作品解説など

日時 11月初旬～2月中旬

※今年度は、美術館だけでなく、高屋町白市の町屋を会場とし、無鑑査作家などの作品を展示します。

場所 高屋町白市

申込 郵便または窓口、メール、申込フォーム

締切 11月10日(金)

問合せ 文化課

☎(082)420-0977

✉hgh200977@city.higashihiroshima.lg.jp



火災予防アンケートを 実施しています

安心・安全なまちづくりのための広報・啓発活動に役立てるため、火災予防アンケートを実施しています。より住みよい街にしていけるために、ご協力をお願いします。アンケート用紙は、各消防署にて配布しています。二次元コードからも回答できます。

問合せ 消防局予防課

☎(082)422-6341



市営住宅の入居者を募集します

日時 11月6日(月)～10日(金)

募集要項などは、10月30日(月)から住宅課・各支所・出張所で配布します。
※募集住宅は変更する場合があります(住宅課、各支所・出張所で、前日までの申込状況を公表します)。
※市営住宅で動物を飼うことはできません。

申込 住宅課に持参または郵送、電子申請(各支所・出張所では申し込みを受け付けていません)

問合せ 住宅課 ☎(082)420-0946

	公営住宅	特定公共賃貸住宅
募集住宅(予定)	西条町/寺西1戸、御園宇2戸、恵下山1戸、八本松町/向原1戸、新向原2戸、黒瀬町/岩谷第二1戸、安芸津町/薬師丸団地1戸	河内町/グリーンネン入野1戸
入居資格	原則として次の全てに該当すること ○市内に住所または勤務場所があること ○現に同居し、または同居しようとする親族がいること(単身者は別途要件あり) ○世帯の月収が15万8千円以下であること。ただし、高齢者、身体障害者世帯など特に居住の安定を図る必要のある世帯は21万4千円以下 ○市町村税などの滞納がないこと ○現在、住宅に困っていること ○暴力団員でないこと	原則として次の全てに該当すること ○現に同居し、または同居しようとする親族がいること ○世帯の月収が21万4千円以上48万7千円以下であること。 ○市町村税などの滞納がないこと ○現在、住宅に困っていること ○暴力団員でないこと

お知らせ

商業施設や希望の場所で マイナンバーカードの申請をお手伝い

【訪問申請】※事前予約必要
希望の時間、場所に伺います。

【日時】火・木・金曜日
12:00～16:00

【地域センター】※予約不要
会場となる地域センターは二次元
コードからご確認ください。

【日時】月曜日
10:00～12:00
14:00～16:00

【フジグラン東広島】※予約不要

【日時】土・日曜日
11:00～17:00

【問合せ】マイナンバーカード申請
サポート事務局
☎0120-032-406



随意契約公売のお知らせ

滞納処分により差し押さえた不動産等を随意契約により公売します。買受予定者は先着順とします。不動産／高屋町造賀（山林）9千円～16万円・西大沢一丁目（雑種地）206万円 動産／茶器セット 1,600円 受付期間／随時（入札形式で公売を行っていない期間）

※中止になる場合があります。

【問合せ】収納課
☎(082)420-0912



公共下水道に早期接続を

9月21日から、西条町寺家の一部で下水道が使用できるようになりました。区域は市ホームページをご覧ください。

【問合せ】下水道管理課
☎(082)420-0957



はじめに開設する避難所を 一時変更します

【高屋東地区】（高屋東地域センター）
変更先／高屋東小学校体育館

【日時】11月13日（月）～23日（木・祝）

【問合せ】危機管理課

☎(082)420-0400

地域センター使用料 減免資格の登録申請

東広島市地域センター使用料減免資格登録証（以下「登録証」）を持つ団体は、地域センターの使用許可申請時に、登録証を提示することで使用料の減額または納付の免除を受けることができます。

※減免額は団体の種類や活動内容により異なります。登録証の記載と異なる活動は減免できません。

登録更新／登録証の有効期限が令和6年3月31日の団体は、更新申請が必要です。登録のある代表者住所に通知を送付します。更新後の有効期間は、令和6年4月1日～令和8年3月31日です。

新規登録／有効期間は令和6年1月1日～令和6年3月31日です。令和6年4月1日以降の登録証も希望する場合は申請書にその旨をご記入ください。

【対象】①地域団体（自治会、住民自治協議会、PTA、女性会、老人会など）②市民活動団体（学習グループ、研究グループ、NPO法人など）③非営利法人（消費生活協同組合、農業協同組合など）

【申込】申請書（地域づくり推進課、各地域センターで配布。市ホームページでもダウンロード可）を地域づくり推進課または各地域センターへ持参または郵送（開館時間は各地域センターにお問い合わせください）

【受付】11月6日（月）～17日（金）（必着）

【問合せ】地域づくり推進課

☎(082)420-0924

医療費控除に使用できる 医療費通知の送付

本市国民健康保険加入者のいる世帯主と後期高齢者医療保険加入者に、医療費通知を送付します（申請不要）。医療費通知は、医療費控除の申告で必要となる「医療費の明細書」の作成の際に使用できます。

1月～10月診療分／令和6年2月上旬送付予定

11月～12月診療分／令和6年3月中旬送付予定

※医療費控除の申告を行う予定のある人は、11～12月の領収書を必ず保管しておいてください。
※医療費通知に記載されていない医療費控除対象医療費については、医療機関などの領収書を確認してください。

※マイナンバーカードの保険証利用の登録を行った人は、2月上旬からマイナポータルで医療費通知情報を確認することができます。

【問合せ】国保年金課 ☎(082)420-0933

災害復旧工事の進捗状況 お知らせします

維持修繕的に実施するものや小規模な災害は、災害関連としてまとめて記載しています。

（令和5年9月30日現在）

災害	進捗状況
平成30年7月豪雨	着手率100.0%
	完了率98.2%
令和2年7月豪雨	着手率100.0%
	完了率97.7%
令和3年大雨	着手率99.0%
	完了率59.1%
災害関連※	着手率83.2%
	完了率78.1%

契約内容の変更や工事対象件数の増により、進捗率が減になる場合があります。
※平成30年、令和2年、令和3年を合わせたもの

【問合せ】技術企画課

☎(082)420-0943

議会報告会を開催します

市議会議員が、日頃の活動の報告（第1部）と皆さんとの意見交換（第2部）を行います。手話通訳や要約筆記、託児が必要な人は、開催日の7日前（土曜日・日曜日・祝日の場合はその前日）までにご連絡ください。

開催日	時間	場所	委員会	テーマ
11月6日（月）	15:00～16:30	黒瀬保健福祉センター	市民経済委員会	1部／私の町の今とこれから～地域別計画～ 2部／“こんな町になったらいいな”を教えてください
11月10日（金）	15:00～16:30	安芸津生涯学習センター		
11月7日（火）	15:00～16:30	高屋西地域センター	建設委員会	東広島市の都市計画について
11月13日（月）	15:00～16:30	三ツ城地域センター		
11月8日（水）	15:00～16:30	道の駅湖畔の里福富	総務委員会	令和5年度予算について
11月9日（木）	15:00～16:30	豊栄生涯学習センター		
11月14日（火）	15:00～16:30	志和堀地域センター	文教厚生委員会	健康増進と福祉について
11月15日（水）	15:00～16:30	八本松地域センター		

【問合せ】議会事務局 ☎(082)420-0966

農業委員会からのお知らせ 【問合せ】農業委員会事務局 ☎(082)420-0972

農地の借り手を探している人へ

農地の借り手探しをお手伝いします。相続未登記の農地でも可。
【申込】申込様式（農業委員会事務局、各支所で配布。市ホームページからもダウンロード可）を持参または郵送
※貸借の成立を保証するものではありません。

農地を転用するときは許可が必要です

農地を住宅や店舗など、農地以外のものにするを農地転用といいます。農地転用は、あらかじめ農業委員会の許可を受けなければなりません（市街化区域内の場合は届出が必要です）。許可条件は農地の区分によって異なり、許可できない場合もあります。農地を耕作する目的で売買や賃貸借などをするときも、あらかじめ農業委員会の許可を受ける必要があります。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金。確定拠出型の積立方式で、加入者・受給者数の変化の影響を受けない財政的に安定した制度です。
【対象】次の全てに当てはまる人①年間60日以上農業に従事②国民

農地の貸し借りは安心な利用権設定で

自作できない農地所有者と規模拡大などをしたい農業者との間で、農地の貸借権を設定する「利用権設定」は、市の農用地利用集積計画として定められる権利であるため、安心して貸し借りすることができます。

【貸し手（所有者）のメリット】

- ・手続きが比較的容易（農地法に基づく許可が不要）
- ・設定期間が満了すると契約が終了し、農地は所有者に返還される
- ・離作料の支払いが不要
- ・利用権の再設定手続きにより、継続して貸すこともできる

【借り手（耕作者）のメリット】

- ・手続きが比較的容易（農地法に基づく許可が不要）
- ・設定期間中は耕作権が保証され、安定的な営農計画が立てられる
- ・利用権の再設定手続きにより、継続して借りることもできる

【申込】所有者と借受予定者の連名で、所定の様式に必要事項を記入して受付期間中に持参または郵送

※現在設定中の人には期間の終了が近づいたらお知らせします。

※更新には手続きが必要です。

※今後、農地の貸し借りの手続きが、農地バンクを介した貸借または農地法第3条に基づく申請のいずれかに変更します。手続き方法や時期など詳細は、決定後にお知らせします。

受付期間※1	公告予定日※2
1月4日～31日	3月5日
3月1日～31日	5月10日
7月1日～31日	9月5日
10月1日～31日	12月5日
11月1日～30日	12月27日

※1 土・日曜日、祝日の場合、それ以前の開庁日

※2 利用権設定農地の効力が発生する日

※千円単位で選択可

※35歳未満で要件を満たす人は月額1万円から加入可

※随時見直し可

※全額が社会保険料控除の対象

※一定の要件を満たす担い手に、月額最高1万円の補助制度あり

年金第1号被保険者（国民年金の保険料納付免除者を除く）③20歳以上60歳未満

※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入可

【保険料】月2万円～6万7千円

11月は児童虐待防止推進月間です 「虐待かな?」と感じたら 「相談・通告」してください

匿名の相談も可能で、相談した人の秘密は必ず守ります。子どもへの虐待を早期発見し、地域で子どもの笑顔を守りましょう。
(全国共通ダイヤル 189)

虐待に気付くサインは?

【保護者】

- ・子どもの傷や状況と親の説明のつじつまが合わない
- ・子どもに対して、無関心・拒否的
- ・絶え間なく子どもを叱る

【子ども】

- ・子どもが保護者を怖がっている
- ・体重・身長が著しく年齢に合っていない
- ・子どもが無表情
- ・子どもの言動が乱暴

【家庭環境】

- ・家庭内が著しく不衛生
- ・家庭内に著しい不和・対立がある
- ・経済状態が著しく不安定
- ・不自然な転居歴がある

【問合せ】 子育て家庭課

☎(082) 420-0407

女性の人権ホットライン強化週間

夫・パートナーからの暴力や、ストーカーなどの女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を開設しています。強化週間は電話回線を増設し、受付時間を延長します。

【女性の人権ホットライン】

☎0570-070-810

強化週間/11月15日(水)~21日(火) 8:30~19:00
(18日(土)・19日(日))は10:00~17:00

【問合せ】 広島法務局東広島支局

☎(082) 423-7707

犬を飼っている方へ

飼い主には、犬を登録し、登録事項に変更があった場合は届け出ることで、年に1度狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務づけられています。注射の接種をしたら必ず注射済票(骨型のプレート)の交付を受けてください。各手続きは環境先進都市推進課または各支所地域振興課で受け付けています。

動物愛護法の特例に基づくマイクロチップの登録を行っている場合は、登録事項の変更の際に、日本獣医師会にも変更手続きが必要になります。

【問合せ】 環境先進都市推進課

☎(082) 420-0928

標準営業約款制度 「Sマーク」をご存じですか

広島県では厚生労働大臣認可の約款に従って



営業することを登録した、理容店、美容店、クリーニング店、飲食店の店頭「Sマーク」を掲げています。

Sマークは、安心・安全・清潔が保証されたお店選びの大きな目安となります。

【問合せ】 (公財)広島県生活衛生営業指導センター

☎(082) 532-1200

環境先進都市推進課

☎(082) 420-0928

11月9~15日は秋の火災予防運動 火を消して不安を消してつなぐ未来

秋は空気が乾燥し、風の強い日が多いため、火災が発生した際には、火の回りが早く、被害が拡大しやすくなります。火を取り扱う際には、気象情報に十分注意しましょう。

【問合せ】 消防局予防課

☎(082) 422-6341

移動献血車が来ます

【ゆめタウン東広島】

【日時】 11月19日(日)

10:00~12:30 13:45~16:00

【ハローズ東広島店】

【日時】 11月25日(土)

10:00~12:30 13:45~16:00

※400ml献血のみ実施

予約は下記の二次元コードから

【問合せ】 医療保健課

☎(082) 420-0936

【FAX】(082) 422-2416



12月1日は世界エイズデーです

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者・エイズ患者の報告数は減少傾向ですが、新型コロナウイルス感染症による検査機会減少の影響が懸念されています。一度のコンドームなしでの性交により、感染する可能性があります。感染の不安がある人はHIV検査を受けましょう。梅毒などの性感染症にかかっているとHIVに感染しやすくなります。併せて検査を受けましょう。※要予約

検査日	時間	予約開始日
11/28(火)	9:00~11:00	10/24(火)
12/5(火)	9:00~11:00	11/7(火)
12/19(火)	9:00~11:00 13:00~14:00	11/21(火)

【場所】 西部東保健所

※検査は無料・匿名で受けられます。相談は随時実施しています。

【申込】 西部東保健所保健課

☎(082) 422-6911(代表)

11月15日は世界COPDデーです

慢性閉塞性肺疾患(COPD)は、慢性気管支炎や肺気腫を総称する病名です。気管支の炎症や肺胞の破壊が起き、咳、痰、息切れなどの症状が起こります。他の病気を合併する場合も多いほか、栄養障害によるフレイルも引き起こします。

最大の原因は、たばこの煙で、喫煙者の15~20%がCOPDを発症するといわれています。早期発見・早期治療で、重症化を防ぐことが大切です。

5つの質問に答えるだけで、COPDの可能性があるかどうかを調べることができます。

【問合せ】 医療保健課

☎(082) 420-0936



11月11日は介護の日 いい日、いい日、 毎日、あったか介護ありがとう

介護について理解と認識を深め、介護従事者や介護サービス利用者、介護家族を支援するとともに、地域社会での支え合いや交流を促進していきましょう。

【問合せ】 介護保険課

☎(082) 420-0937

福祉

11月は国民健康保険適用適正強化月間です! **【問合せ】** 国保年金課 ☎(082) 420-0933

社会保険の扶養に入れませんか?

次の基準を満たせば、職場の健康保険の被扶養者として認定される場合があります。

健康保険料・国民健康保険税

国保には扶養制度がないため加入者全員分の国保税が世帯主に課税されますが、職場の健康保険の被扶養者の健康保険料は、被扶養者が加入しても変わりません。また、国保税は、国保の脱退手続きを行うと被扶養者に認定された月から不要となります。

認定されたら早めに脱退手続きを

被扶養者に認定されたときは、国保の脱退手続きが必要です。※脱退手続きをしないと国保税が世帯主に課税されたままになります。

【持参】 国保の保険証、職場の健康保険証、届出人の本人確認書類、世帯主のマイナンバーが分かるものを国保年金課または各支所・出張所に持参(別世帯の人が届け出る場合は委任状が必要です。様式は市ホームページからダウンロード可)



健康保険の被扶養者認定基準の例

- ・主として健康保険の被保険者の収入で生計を維持していること
- ・1年間の収入が130万円未満(60歳以上の人や障害者は180万円未満)であること(収入には、失業給付や傷病手当金、遺族年金、障害年金などの非課税収入が含まれますが、退職金などの一時的な収入は含まれません)
- ・被保険者の3親等内の親族、内縁関係の配偶者およびその父母、子であること(同居が条件の場合あり)

※認定基準は健康保険によって異なります。

郵送や電子申請でも 手続きできます

【申込】 国保の保険証(原本)、職場の健康保険証の写し、世帯主の本人確認書類の写し、世帯主のマイナンバーが分かるものの写し、国民健康保険喪失届を郵送。

脱退手続きは
こちらから



SmILE 障害者 スマイルボード

ピア・カウンセリング (ピア)とは仲間という意味。現在、聴覚・内部・肢体に障害のあるピア・カウンセラーがいます。

ピア・サロン ※要申し込み

障害のある仲間やピア・カウンセラーと、ゲームや近況報告、悩み・情報交換などをします。

【日時】 11月18日(土) 14:00~16:00

【会場】 地域活動支援センターときわ

【対象】 市内在住で18歳以上の障害のある人

ピア相談 ※要予約

相談者と同じ視点でピア相談に応じます。相談方法/電話・ファックス・メールでの相談、自宅への訪問、来所など。

【問合せ】 子育て・障害総合支援センターはあとふる

☎(082) 493-6073 FAX(082) 424-3841

✉hgh936071@city.higashiroshima.hiroshima.jp

